

定額減税しきれない人等への給付金（不足額給付）

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度に定額減税しきれないと見込まれる人に給付金（当初調整給付）^{（※）}が支給されましたが、所得税額等の確定により、本来給付すべき額との差額が生じた人へ、不足額を追加で給付します。（不足額給付Ⅰ）

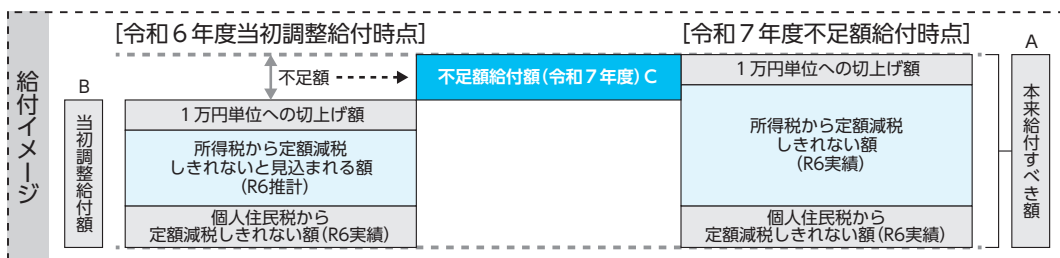
また、定額減税や低所得世帯向け給付等の対象とならなかった人へ、定額（原則4万円）を給付します。（不足額給付Ⅱ）

（※）伯耆町では、令和6年8～10月に「令和6年度伯耆町価格高騰重点支援給付金（調整給付）」として支給。

◆不足額給付Ⅰ

対象者 令和6年分所得税、令和6年度住民税、定額減税可能額の実績が確定した後に、**本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた人**

給付額 本来給付すべき額A - 当初調整給付額B = 不足額給付額C



手続方法

- 対象の人^{（※）}には、町から手続きに必要な書類等を郵送する予定です。（7月以降）
- 当初調整給付金の受給状況等によって、手続き方法が異なります。

支給のお知らせが届いた人 (当初調整給付金を受給した人等)	・手続きは不要です。 ・調整給付金受給口座または公金受取口座に振り込みます。 ・受け取りを辞退する場合や、口座を変更する場合のみ連絡してください。
支給確認書が届いた人 (上記以外の人)	・手続きが必要です。 ・確認書に記載された内容を確認し、必要事項を記入の上、令和7年10月31日までに返送してください。

（※）ただし、令和6年1月2日以降の転入等で当初調整給付額が伯耆町で確認できない場合は、原則ご自身で申請が必要です。（詳しくはホームページ等でお知らせします。）

実施市町村 令和7年度分の個人住民税を課税する市区町村（原則 令和7年1月1日の住所地）が支給します。

◆不足額給付Ⅱ

対象者 以下のいずれの要件も満たす人

- 所得税および個人住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円であること
- 税制度上、扶養親族の対象外であること
(青色事業専従者・事業専従者（白色）または合計所得金額48万円超の人)
- 低所得世帯向け給付金^{（※）}の対象世帯の世帯主・世帯員でないこと
(※) 以下の給付金を指します
 - ・令和5年度非課税世帯給付金（7万円） ・令和5年度均等割のみ課税世帯給付金（10万円）
 - ・令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯となった世帯への給付金（10万円）

給付額 原則4万円（令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円）

手続方法 要件に該当することが確認できる書類を添えて申請してください。
 ※申請受付は8月以降に開始する予定です。（開始日はホームページ等でお知らせします）
 ※町で対象であることが把握できる場合は、8月頃までに案内を送付します。

手続期限 10月31日

※制度の詳細、申請書等はホームページに掲載しますのでご覧ください。

問い合わせ先

住民課（給付金担当） ☎ 0859-68-5531



◀ 伯耆町
ホームページ